

# 修学上の合理的配慮の提供に関する対応について

## I. 支援体制

青森公立大学における、修学上の合理的配慮を形成するための組織体制は図1のとおりとする。

## II. 修学上の合理的配慮形成、支援実施の流れ

障害や病気等を理由に、修学上の配慮や支援等が必要な学生が支援を受けるまでの流れは以下のとおりとする（図2）。

### 1. 入学前

#### (1) オープンキャンパス

オープンキャンパス時に、入学後に受けることができる配慮や支援についての相談窓口を設置する。相談対応は、障害者差別防止・解決委員会（以下、「委員会」という。）のうち、教員1名・職員1名で行う。

#### (2) 入学前の申請

事務局（入試・就職チーム）は、合格者に入学手続き書類を送付する際、相談申込書を同封する。合格者は、修学上の配慮・支援を希望する場合、相談申込書を記入し、大学へ提出する。それを受け、委員会で合理的配慮の必要性や方法等を事前に検討する。

#### (3) 面談

委員会は、相談申込書を提出した入学予定者への支援を円滑に行うことができるよう、可能な限り入学前に当該入学予定者との面談を行うが、入学前に面談ができなかった場合は入学後に日程調整の上面談を行う。

面談は、委員会構成員の教員1名・職員1名で行うこととし（以下「面談担当者」という）、必要に応じて保健室やメンタルヘルス相談室のスタッフを同席させることができる。面談は、以下の4点の項目を中心に行う。

①修学上困難が予想される事柄についての認識・把握

②支援・配慮内容についての相談・協議

③支援・配慮実施に係る情報共有の範囲の確認

④「修学上の配慮や支援についての申請書」（以下、「申請書」という。）の作成支援  
面談後、面談記録を委員会及び監督責任者で情報共有する。

## 2. 入学後

### (1) 申請

入学前に相談申込書を提出し、面談を終えた学生については、入学後速やかに申請書を大学に提出する。提出窓口は、①事務局教務・学生チーム、②保健室、③メンタルヘルス相談室とする。

### (2) 在学中の新規申込

在学中に新規で相談を希望する学生は、上記(1)の提出窓口で相談申込書(在学)を提出する。面談担当者は、相談申込書(在学)の提出があった場合、当該学生と面談を行う。ただし、この段階で委員会が支援・配慮の必要がないと判断できる場合については、この限りではなく、その旨説明する。

面談は面談担当者が行うが、必要に応じて保健室・メンタルヘルス相談室のスタッフを同席させることができる。面談後、面談記録を委員会及び監督責任者で情報共有を行う。面談後、相談者は速やかに申請書を提出窓口へ提出する。

### (3) 合理的配慮の決定

委員会は、面談内容や申請書に基づき、合理的配慮の内容等について協議し、学長が決定する。

### (4) 配慮決定通知

学長は、合理的配慮の内容を、「合意形成配慮決定通知」(以下、「決定通知」という。)により、申請者に通知する。なお、決定通知を学生に交付する際、①決定した支援内容、②支援に必要な情報についての取り扱い、③面談の実施と支援内容の変更について、口頭で確認を取りながら申請者に説明を行う。

### (5) 配慮依頼

配慮・支援内容が、授業中に実施されるべきものである場合、「障害等のある学生に対する授業方法等の配慮について(依頼)」(以下、「依頼書」という。)により、授業担当教員へ配慮依頼を行い、各種対応について確認をしておく。

### (6) 支援開始

依頼があった場合は、速やかに配慮・支援を開始する。また、委員会は、支援が実施されてから概ね2週間を目安に、確認のため学生と面談を行う。

面談の結果、支援や配慮が適切に実施されていないと判断できる場合、委員会は教学関係については学部長、施設については事務局長から、是正を求めることができる。

### 3. 支援実施

#### (1) 定期面談

委員会は、支援・配慮を受けている学生に対し、学期毎に1回以上の面談を実施する。面談は面談担当者が行うが、必要に応じて保健室やメンタルヘルス相談室スタッフを同席させることができる。

面談は、以下の3点の項目を中心に行う。

①支援や配慮は適切に実施されているか

②①が適切ではない場合、現在の支援内容・方法を修正することで解決できるか

③②の修正では解決できない場合、どのような支援に変更することが必要か

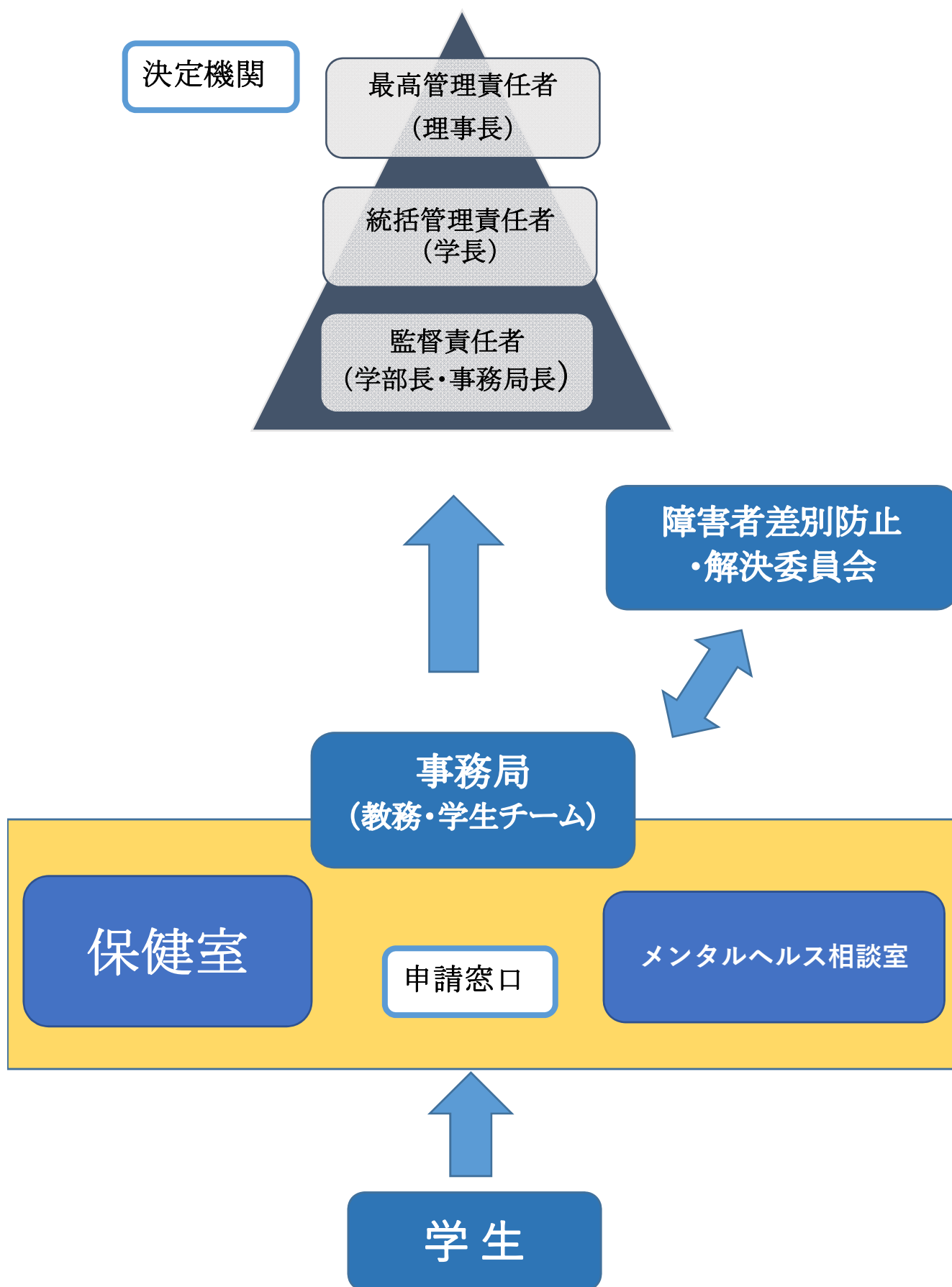
面談後、面談記録を委員会及び監督責任者で情報共有を行う。

支援・配慮を受けている学生は、支援・配慮内容や支援・配慮の実施体制について、疑問や不満に感じる点があれば、随時窓口に申し出ることができる。その際、委員会は必要に応じて面談を実施する。

#### (2) 配慮・支援内容の見直しについて

面談後、必要に応じて配慮や支援内容の見直しを行い、対象学生に対し見直し後の配慮や支援内容を通知する。

修学上の合理的配慮を形成するための組織体制図



申請から支援実施までのフローチャート

【図2】

